

宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（以下、「法」という。）第42条第3項に規定する防災活動に関する計画（以下、「地区防災計画」という。）について、計画策定後の防災活動を推進するため、防災活動に必要な資機材の整備や防災活動の普及啓発の支援を行うことで、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地区防災計画に規定された防災活動を推進・普及するための事業とする。ただし、国又は地方公共団体から他の制度による補助を受ける事業を除く。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、別表1のまちづくり協議会又はまちづくり協議会に属する組織とし、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小学校区を範囲（複数の小学校区を範囲とする場合を含む）とする地区防災計画を策定していること。
- (2) 前号の地区防災計画が宝塚市地域防災計画に規定されていること。
- (3) 前号の地区防災計画の活動主体であること。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されていること。
- (6) 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと。
- (7) 適切な会計処理が行われていること、又は、適正な会計処理を行う能力を有していること。
- (8) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第3号に該当しないこと。

(補助金の交付制限)

第4条 市は、一の小学校区に対して、1回を限度として宝塚市地区防災計画活動推進補助金（以下、補助金という。）を交付する。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接的に必要で、かつ、社会通念上補助の対象にふさわしい支出とし、原則として別表2に掲げる経費とする。

- 2 団体の事務所等の維持経費、交際費、慶弔費、食糧費（災害時用備蓄食料、保存飲料水を除く）及び団体の構成員に対する人件費は、補助の対象としない。

（補助金の額）

補助金の額は、一の小学校区に対して50万円を上限とし、市長が市の予算の範囲内において決定する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付申請書（以下、「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、交付を決定したときは、宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付決定通知書により、交付しないことを決定した時は、その旨を記載した通知書により申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の内容の変更）

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下、「補助対象団体」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、宝塚市地区防災計画活動推進補助金事業変更等申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象団体は、補助対象事業を中止したときにおいて、既に交付を受けた補助金があるときは、その金額を市長に返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める金額を返還するものとする。

（補助金等の請求）

第9条 補助対象団体は、補助金の交付の請求をしようとするときは、宝塚市地区防

災計画活動推進補助金交付請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要があると認める書類
(実績報告)

第10条 補助対象団体は、補助対象事業が完了した時は、宝塚市地区防災計画活動推進補助金実績報告書（以下、「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業終了後30日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施結果書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等を審査及び必要に応じて行う現地調査により、宝塚市地区防災計画活動推進補助金確定通知書により補助金の額を確定し、補助対象団体に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額を超える金額の補助金を既に交付しているときは、その超える金額について、補助対象団体に対し返還を求めるものとする。

(終期等)

第12条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和8年（2026年）3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

(補則)

第13条 この要綱及び補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に市長が定める。

2 補助対象事業の事業期間は、毎年度4月1日より翌年の3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年（2016年）11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

まちづくり協議会名	小学校区
仁川まちづくり協議会	仁川
宝塚市高司小学校区まちづくり協議会	高司
宝塚市良元地区まちづくり協議会	良元
宝塚市光明地域まちづくり協議会	光明
宝塚市末成小学校地域まちづくり協議会	末成
宝塚市西山まちづくり協議会	西山
まちづくり協議会コミュニティ末広	末広
宝塚第一小学校区まちづくり協議会	宝塚第一
逆瀬台小学校区まちづくり協議会	逆瀬台
宝塚市すみれガ丘小学校区まちづくり協議会	すみれガ丘
宝塚小学校区まちづくり協議会	宝塚
売布小学校区まちづくり協議会	売布
小浜小学校区まちづくり協議会	小浜
宝塚市美座地域まちづくり協議会	美座
宝塚市安倉地区まちづくり協議会	安倉、安倉北
宝塚市長尾地区まちづくり協議会	長尾、長尾南、丸橋
中山台コミュニティ	中山桜台、中山五月台
宝塚市山本山手地区まちづくり協議会	山手台
宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会	長尾台
宝塚市西谷地区まちづくり協議会	西谷

別表2（第5条関係）

費目	補助対象経費の内容
報償費	講師・専門家への役務の提供等に対する謝礼
旅費	交通費、通行料金等
需用費	消耗品費（備蓄食料、保存飲料水）、印刷製本費、材料費等
役務費	通信運搬にかかる経費、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料、機器使用料等
備品購入費	器具、機材等の購入費
その他経費	上記のほか事業の実施に必要で、市長が適当と認める経費

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付申請書

（あて先）宝塚市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

連 絡 先

地区防災計画策定後の防災活動を推進するため、宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

円

2 事業の開始予定年月日 令和 年 月 日

事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

3 地区防災計画の対象とする小学校区名

4 添付書類

（1） 事業計画書（様式第 2 号）

（2） 収支予算書（様式第 3 号）

（3） その他

事業計画書

団体名

1	地区防災計画名
2	事業を行う目的と期待される効果
3	事業の内容（購入品目、実施時期、場所、回数、参加予定人員等を具体的に記載）

収支予算書

団体名 _____

収入 (単位：円)

費 目	収入内容	積算根拠	金 額
自己負担額			
補助金	地区防災計画活動推進補助金		
合 計		総合計 (①+②) と同額	

支出 (単位：円)

費 目	支出内容	積算根拠	金 額
合 計 ①			

支出【補助対象外経費】 (単位：円)

費 目	支出内容	積算根拠	金 額
合 計 ②			
総 合 計		①+②	

※ 費目欄が足りない場合、この様式をコピーして使用しても構いません。

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
令和 年（ 年） 月 日

宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付決定通知書

様

宝塚市長

令和 年 月 日付で交付申請のあった宝塚市地区防災計画活動推進補助金については、下記のとおり条件を付して交付することに決定したので、宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- （１） 補助事業者は、宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付要綱に従わなければならない。
- （２） この事業は、令和 年 月 日までに完了しなければならない。

様式第4号の2（第7条関係）

第 号
令和 年（ 年） 月 日

宝塚市地区防災計画活動推進補助金不交付決定通知書

様

宝塚市長

令和 年 月 日付で交付申請のあった宝塚市地区防災計画活動推進補助金については、宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付要綱第7条の規定により、交付しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 不交付理由
- 2 その他

様式第 5 号（第 8 条関係）

令和 年 月 日

宝塚市地区防災計画活動推進補助事業変更（廃止・中止）届

（あて先）宝塚市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

連 絡 先

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった宝塚市地区防災計画活動推進補助金について、下記のとおり補助対象事業の変更（廃止、中止）をしたので、宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付要綱第 8 条の規定により届け出ます。

記

1 中止理由

令和 年 月 日

宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付請求書

宝塚市長 様

所 在 地

団 体 名

代表者名

連 絡 先

宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

- 1 請求額

円
- 2 補助金交付決定額

円
- 3 根拠

補助金交付決定通知 第 号

令和 年 月 日
- 4 添付書類

(1) 補助金交付決定通知書の写し

(2) 市が提供する請求書

様式第7号（第10条関係）

令和 年 月 日

宝塚市地区防災計画活動推進補助金実績報告書

宝塚市長 様

所 在 地

団 体 名

代表者名

連 絡 先

宝塚市地区防災計画活動推進補助金に係る事業を完了したので、宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額

2 事業の開始年月日 令和 年 月 日

事業の完了年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実施結果書（様式8号）
- (2) 収支決算書（様式9号）
- (3) 領収書総括表（別紙1）
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (5) 事業の内容が分かる写真・チラシ・プログラム

事業実施結果書

団体名

1	地区防災計画名
2	事業実施の内容（事業の実施時期、場所、回数、内容、参加者数など）
3	事業による効果・成果など（事業を実施による効果・成果などを具体的に記入）

収支決算書

団体名 _____

収入 (単位：円)

費 目	収入内容	積算根拠	金 額
自己負担額			
補助金	地区防災計画活動推進補助金		
合 計		総合計 (①+②) と同額	

支出 (単位：円)

費 目	支出内容	積算根拠	金 額
合 計 ①			

支出【補助対象外経費】 (単位：円)

費 目	支出内容	積算根拠	金 額
合 計 ②			
総 合 計		①+②	

※ 費目欄が足りない場合、この様式をコピーして使用しても構いません。

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

令和 年（ 年） 月 日

宝塚市地区防災計画活動推進補助金確定通知書

様

宝塚市長

宝塚市地区防災計画活動推進補助金として、下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

1 確定額

金 円

様式第 11 号（第 8 条第 2 項、第 11 条第 2 項関係）

令和 年（ 年） 月 日

宝塚市地区防災計画活動推進補助金返還命令書

様

宝塚市長

補助金等の取扱いに関する規則第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金等の返還を命じます。

記

- 1 交付決定の年月日及び番号
- 2 補助金等の内容
- 3 補助金等交付決定額
- 4 補助金等交付済額
- 5 返還すべき金額
- 6 返還を命じる理由
- 7 返還期限
- 8 返還方法